



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年11月4日金曜日 第356号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課) ... 940
 土地改良事業の工事完了の届出..... (農地整備課) ... 940
 地域森林計画案の公表..... (林業政策課) ... 940
 地域森林計画の変更案の公表(4件)..... (") ... 940
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 941
 指定道路の指定..... (") ... 941
 兼用工作物の管理の方法について..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 941
 指定道路の指定..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 942
 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 942
 道路の供用開始(")..... (") ... 942

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 942

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通企画課) ... 943

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 945

告 示

○愛媛県告示第1086号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、令和4年10月17日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
33	愛媛県猟友会 新居浜支部 支部長 近藤 鉄郎	1 住所 新居浜市船木甲20 68-1	1 住所 新居浜市黒島2丁 目6番4号
		2 代表者氏名 近藤 鉄郎	2 代表者氏名 山之内 貴彦
		3 売りさばき所 新居浜市船木甲20 68-1	3 売りさばき所 新居浜市黒島2丁 目6番4号

○愛媛県告示第1087号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	上市上池地区 (西条市)	令和2年11月30日

○愛媛県告示第1088号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、肱川地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1089号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1090号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在(四国中央森林林業振興班)において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1091号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在（今治森林林業振興班）において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1092号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在（愛南森林林業振興班）において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1093号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年11月4日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第26号 令和4年10月27日	伊予郡松前町大字西古泉字寿493番1	埼玉県川越市大字砂62番地4 （オータムズ302号室） 伊賀上 洋 輔

○愛媛県告示第1094号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年11月4日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第28号 令和4年10月27日	東温市田窪字井手ノ上343番8	熊本市南区良町三丁目14番1-1号 カシタ良町A 川 村 貴 士 川 村 久 美 子

○愛媛県告示第1095号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年11月4日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
令和4年10月27日
- 3 指定道路の位置
伊予市米湊字西ノ原534番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 31.81メートル
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1096号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、南予地方局愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川松田川水系増田川	増田川左岸堤防	南宇和郡愛南町増田4337番2地先から南宇和郡愛南町増田4294番地先	道路管理者 四国地方整備局長 荒瀬 美和 香川県高松市サンポート3番33号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和4年9月20日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1097号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年11月4日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和4年10月25日

3 指定道路の位置

大洲市東大洲123番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.90メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲417番4から 同町大竹甲418番2まで	旧	メートル 8.8~10.2	キロメートル 0.042	
			新	8.8~32.2	0.042	

○愛媛県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲417番4から 同町大竹甲418番2まで	令和4年11月4日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和4年10月21日あったので公表する。

令和4年11月4日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 事件 令和4年度年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和4年11月9日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病院名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所財団 新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜市医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月4日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（自動車の使用者に対する是正措置命令）</u></p> <p><u>第17条 法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正措置命令は、別記様式第20号の是正措置命令書を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に是正措置を命ずる場合について準用する。この場合において、「道路交通法第74条の3第8項」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>第17条 削除</u></p>

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第17条関係）

第 号

是正措置命令書

年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次のとおり是正措置を講ずることを命じます。

是 正 内 容

理 由

備 考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年11月4日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（収納できる小切手等の支払地）</p> <p>第27条 令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等の支払地は、<u>全国</u> _____の区域とする。</p>	<p>（収納できる小切手等の支払地）</p> <p>第27条 令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等の支払地は、<u>当該小切手等を受領する企業出納員又は現金取扱員の所在する市町村</u>の区域とする。</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。